

1 「修理」について

伝統的建造物群保存地区内という「修理」とは、伝統的建造物（特定物件）の現状を維持するために行う修理です。

伝統的な建築方法により建てられ、文化財として価値を有する伝統的建造物（特定物件）の現状を維持するため、または、建物改造の痕跡等の履歴調査に基づいて、建てられた時代の姿に戻すことを目指す修理のことを指します。

2-1 補助を受けて修理をする場合

- ・事業の流れは、【修理事業の基本的な流れ】をご覧ください。
- ・設計前に建物の改築等の履歴調査をおこなってください。設計は、この履歴調査や別紙の【修理基準】、【設計業務要領】を参考にして下さい。
- ・設計した内容は事前に歴史文化財センターに協議をしてください。また、設計内容は審議会での審議や、国等の指導を受ける必要がありますので、工事着手希望の1年以上前には設計業者等または歴史文化財センターへご相談下さい。
- ・通りから見えない建造物等であっても、伝統的建造物（特定物件）であれば補助対象となります。
- ・建物内部の改修費は補助対象外です。ただし、建物の強度を保つ上で必要な場合は、補助対象となることがあります。
- ・契約行為を含めて、設計監理業務と施工業務は必ずそれぞれ別の業者へ発注して下さい。

・修理事業補助額

補助対象となる経費	種別	補助率	限度額
修理基準に基づき増築、改築、移転、修繕及び模様替えの経費のうち外観部分に係る経費（保存のために必要と認められる、構造耐力上主要な部分の修繕及び補強に係る経費を含む。）	主屋・土蔵	80%以内	800万円
	附属屋・長屋及び社寺		300万円
	門扉等の工作物		200万円

2-2 補助を受けないで修理をする場合

- ・事業の流れは、【修理事業の基本的な流れ】をご覧ください。
- ・設計前には建物の改築等の履歴調査を行って下さい。設計はこの履歴調査や別紙の【修理基準】、【設計業務要領】を参考に行ってください。
- ・設計内容について、事前に歴史文化財センターへ協議をお願いします。また、設計内容を審議会で審議する必要がありますので、工事着手希望の1年以上前には設計業者等または歴史文化財センターへご相談下さい。

相談・不明な点等については 千曲市歴史文化財センター まで
千曲市桜堂 268-1 TEL026-261-3210 FAX026-261-3211
bunkazai@city.chikuma.lg.jp